

# 令和4年 鱒ヶ沢町農業委員会 第1回定例総会会議録

令和4年1月11日（火）午前10時00分開議  
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 12名

1番	兼岡	正英	9番	井上	豊久
3番	三上	三樹	10番	兼平	昭光
4番	佐藤	松子	11番	對馬	孝
5番	木村	暢子	12番	木村	重美
6番	木村	賢一	13番	工藤	清
7番	工藤	修二			
8番	工藤	文信			

◎欠席委員 1名

2番 神 文人

事務局	1. 開会 ただ今より令和4年第1回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は13名中12名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということですので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。

議長	<p>3. 会議録署名者の指名及び書記の任命  会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を5番の木村暢子委員、12番の木村重美委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
議長  事務局	<p>4. 諸般の報告  諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号  令和3年12月14日、16日、17日  鱒ヶ沢町議会第4回定例会  場 所：鱒ヶ沢町役場 議場  出席者：工藤清会長、事務局【田村】</p> <p>報告第2号  令和3年12月20日  農地移動適正化あっせん委員会  場 所：鱒ヶ沢町役場1階中会議室  出席者：三上三樹委員、佐藤亨推進委員  事務局【齊藤（正）、齋藤（和）】</p> <p>報告第3号  令和3年12月24日  農地法第5条許可申請に係る事前調査会  場 所：北浮田町字平野地内（悪天候により庁舎にて図面審査）  出席者：兼岡正英委員、木村重美委員、長谷川貴輝推進委員  事務局【齊藤（正）、齋藤（和）】</p>
議長	<p>5. 議案の上程</p> <p>議案の上程を致します。</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて</p> <p>議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p>

議長	<p>議案第 5 号 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について</p> <p>議案第 6 号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について (農業経営を引き続き行っていることの証明)</p> <p>以上 6 議案を上程致します。</p>
事務局	<p>6. 議案の審議 議案の審議に入ります。 議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分取消しについて事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号の詳細について説明申し上げます。 3 頁をご覧ください。</p> <p>番号 1 農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須 1 7 0 番地 1 地 目 登記簿 畑 現 況 畑 面 積 4, 5 8 5 m<sup>2</sup>の内 6 3 0 m<sup>2</sup> 譲渡人と譲受人は記載のとおりで、地役権設定登記手続き中に譲渡人が死亡したため。</p> <p>農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき許可された土地について許可取消しの承認を求めるものでございます。 今回の案件につきましては、令和 2 年 9 月の定例総会で風力発電施設の取付け道路用地として地役権の設定をするとのことで承認を頂いたものでありますが、登記が完了する前に譲渡人が死亡したことから、登記を完了することが出来なくなったため許可の取消しを求めるものであります。以上です。</p>
議長	<p>それでは議案第 1 号ついて審議に入ります。 議案第 1 号についてご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、採決致します。 議案第 1 号ついて原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>

議長 全員賛成ですので議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分取消しについて原案のとおり許可することに決定致します。

続きまして議案第2号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてですが、番号6番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する木村賢一委員の一時退席をお願いします。

議場 (木村委員が退席)

議長 それでは番号6番について事務局に説明を求めます。

事務局 そのでは議案第2号、番号6番についてご説明いたします。  
6頁をご覧ください。

番号6

農地の所在 鯉ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋269番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 69㎡

外田2筆 合計3筆

合計面積 3,508㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりで、農地移動適正化あっせんによる所有権移転です。

このことにつきましては、資料の8頁をご覧ください。

第2項の第1号から第7号までありますが、第7号をご覧ください。

番号6番は保全管理をしており、所有権移転後は転作大豆等の栽培を行う計画とのことです。

冬季間のため現地の確認はしておりませんが、図面等により利用状況等の確認をしたものです。

その結果、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

議長 ただいまの番号6番については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせん委員にあたった農地利用最適化推進委員の佐藤亨委員より、結果報告をお願いします。

佐藤亨 それでは、農地移動適正化あっせんの成立結果についてご報告します。

推進委員 議案第2号6番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の北浮田町字外馬屋269番1、登記簿地目、現況ともに田で、その面積が69㎡、ほか田が2筆で合計面積が3,508㎡の移動に関して、令和3年12月20日午前10時から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の三上三樹委員の2名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を20万円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、10アールあたりでは、約5万7千円となります。  
以上です。

議長

それでは番号6番について審議に入ります。

番号6番についてご異議、ご質問等を許します。なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決いたします。

番号6番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので番号6番について原案のとおり許可することに決定いたします。

退席していた木村賢一委員の着席をお願いいたします。

議場

(木村委員が着席)

議長

それでは議案第2号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてただいま承認されたもの以外について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第2号の詳細について説明申し上げます。

4頁をご覧ください。

番号1

農地の所在 鯉ヶ沢町大字北浮田町字今須170番地1

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 4,585㎡の内630㎡

地役権の設定

設定する者と設定される者は記載のとおりです。

先ほど議案第1号で、農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分取消しのご承認をして頂いた件であります。

相続をして所有者が確定したことから、改めて届出をしたものであります。

番号2

農地の所在 鯨ヶ沢町大字中村町字下清水崎87番地5

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 654㎡

外 田2筆 合計3筆

合計面積 3,244㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりで、贈与による所有権移転です。

番号3

農地の所在 鯨ヶ沢町大字中村町字上清水崎188番地1

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 926㎡

外 1筆 合計2筆

合計面積 8,264㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりで、贈与による所有権移転です。

番号4

農地の所在 鯨ヶ沢町大字建石町字島田5番地2

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,185㎡

外 1筆 合計2筆

合計面積 3,298㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりで、農地移動適正化あっせんによる所有権移転です。

番号5

農地の所在 鯨ヶ沢町大字南浮田町字美ノ捨149番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,645㎡

外 3筆 合計4筆

合計面積 3,398㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりで、農地移動適正化あっせんによる所有権移転です。

番号7

農地の所在 鯨ヶ沢町大字湯舟町字若山173番地84

地目 登記簿 田

現況 田

面積 5,540㎡

外 1筆 合計2筆

合計面積 9,165㎡

事務局

譲渡人と譲受人は記載のとおりで、農地移動適正化あっせんによる所有権移転です。

このことにつきましては、資料の7頁をご覧ください。

第2項の第1号から第7号までありますが、第7号をご覧ください。

番号の1番につきましては、地役権の設定ということで、農地について地役権を設定する場合は農業委員会の許可を受けなければならないということです。

番号2番から順番に説明いたします。

番号2番は水稻及び野菜の栽培をしており、所有権移転後も同様の管理を行う計画とのことです。

番号3番はアスパラガスの栽培をしており、所有権移転後も同様の管理を行う計画とのことです。

番号4番は水稻の栽培をしており、所有権移転後も同様の管理を行う計画とのことです。

番号5番は保全管理をしており、所有権移転後は水稻の栽培を行う計画とのことです。

番号7番は水稻の栽培をしており、所有権移転後も同様の管理を行う計画とのことです。

これらの農地は冬季間のため現地の確認はしておりませんが、図面等により利用状況等の確認をしたものです。

その結果、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

議長

ただいまの番号4番、5番、7番については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせん委員にあたった農地利用最適化推進委員の佐藤亨委員より、結果報告をお願いします。

佐藤亨  
推進委員

それでは、

農地移動適正化あっせんの成立結果についてご報告します。

議案第2号4番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の建石町字島田5番2、登記簿地目、現況ともに田で、その面積が3,185㎡、ほか田が1筆で合計面積が3,298㎡の移動に関して、令和3年12月20日午前9時30分から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の三上三樹委員の2名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を25万円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、10アール当たりでは、約7万5千円となります。

続きまして、議案第2号5番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の南浮田町字美ノ捨149番1、登記簿地目、現況ともに田で、その面積が2,645㎡、ほか田が3筆で合計面積が3,398㎡の移動に関して、

佐藤亨  
推進委員

令和3年12月20日午前10時30分から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の三上三樹委員の2名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を15万円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、10アールあたりでは、約4万4千円となります。

続きまして、議案第2号7番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の湯舟町字若山173番84、登記簿地目、現況ともに田で、その面積が5,540㎡、ほか田が1筆で合計面積が9,165㎡の移動に関して、令和3年12月20日午前11時から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の三上三樹委員の2名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を120万円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、10アールあたりでは、約13万1千円となります。

以上です。

議長

それでは議案第2号について審議に入ります。

議案第2号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決いたします。

議案第2号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手お願いいたします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第2号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして議案第3号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第3号について説明いたします。

事務局

10頁をご覧ください。

農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について説明いたします。

番号1番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋125番地

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 1,637㎡

外1筆 合計2筆

合計面積 7,076㎡

使用貸借

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

転用理由は、畑の地盤高の掘下げのための一時転用となっております。

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋124番地1

地目 登記簿 田

現況 畑

面積 22,822㎡の内1,040㎡

使用貸借

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

転用理由は、土採取に伴う運搬路のための一時転用となっております。

申請地は、11頁に地図を添付しております。

議長

ただいま事務局から議案第3号について説明がありましたが、この件について事前調査会を開催しておりますので、当日調査にあたった木村重美委員より調査結果をお願いします。

木村重美  
農業委員

令和3年12月24日、兼岡正英委員、長谷川貴輝推進委員、事務局とともに農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請のあった事前調査会の結果について報告します。

議案第3号1番をご覧ください。

申請者の住所、氏名及び申請内容は、記載のとおりです。

申請地は北浮田町字外馬屋125番、外2筆、一時転用の合計面積は、8,116㎡となっております

本申請の一般基準からみた判断を申し上げます。まず外馬屋125番、128番については、畑の地盤が隣接農地と比べて高いため掘下げをおこない、畑の集水環境を良くするための一時転用であります。

周辺農地に及ぼす影響等についてですが、北側、北西側に隣接する農道からは約3メートルの保安区域を設ける内容であることから、問題ないと見てまいりました。

続いて、外馬屋124番1の一時転用の土・採取運搬路についてですが、運搬路全てに鉄板を敷き使用し、隣接する農地には土止め工事をしながら、雨水・土砂が流出しないようにする計画であり、一時転用終了後には、確実に農地に復旧することが申請者と地権者との間で確約されており、問題はないとみました。また、資金関係については、残高証明書が提出されており、県の許可後においても、直ちに着工される計画であることから、本申請は許可相当と認められました。

以上、事前調査結果の報告を終わります。

報告ありがとうございます。

議長 それでは、議案第3号について審議に入ります。  
議案第3号について異議、ご質問を許します。  
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するように  
お願いします。

議場 「異議なし」という声あり

議長 異議なしとのことですので、採決致します。議案第3号について原案のとおり  
許可相当とし、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第3号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許  
可に係る意見について、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決  
定いたしました。

続きますして議案第4号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承  
認について事務局に説明を求めます。  
なお、番号13番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件があ  
りますので、関連する木村賢一委員の一時退席をお願いします。

議場 (木村委員が退席)

議長 それでは、番号13番について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、番号13番について説明いたします。  
18頁をご覧ください。

番号13  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字小屋敷町字浮橋258番地1  
地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 2,947㎡  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期間 5年  
賃貸借 10a当り18,000円で法定相続人と契約しております。

議長 ただいま、番号13番について説明がありました。この件についてご質問等を

議長

許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

ないようなので、採決いたします。

番号13番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、番号13番について、原案のとおり承認することに決定いたします。

退席していた委員の着席をお願いします。

議場

(木村委員が着席)

議長

続いて、ただいま承認されたもの以外について、事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、12頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

件数	0件
----	----

地目別面積	田	0 m <sup>2</sup>
	畑	0 m <sup>2</sup>
	樹園地	0 m <sup>2</sup>
	計	0 m <sup>2</sup>

2. 利用権設定

再設定	12件	80,912 m <sup>2</sup>
新規	1件	8,222 m <sup>2</sup>
計	13件	89,134 m <sup>2</sup>

契約内訳

3年未満の契約	0筆	0 m <sup>2</sup>
3年から5年契約	17筆	44,618 m <sup>2</sup>
6年から9年契約	0筆	0 m <sup>2</sup>
10年以上の契約	21筆	44,516 m <sup>2</sup>
計	38筆	89,134 m <sup>2</sup>

## 貸手・借手内訳

貸手農家	13名
借手農家	8名

## 地目別面積

田	89,134 m <sup>2</sup>
畑	0 m <sup>2</sup>
樹園地	0 m <sup>2</sup>
計	89,134 m <sup>2</sup>

## 3. 総地目別面積

田	89,134 m <sup>2</sup>
畑	0 m <sup>2</sup>
樹園地	0 m <sup>2</sup>
計	89,134 m <sup>2</sup>

## 4. 農地中間管理機構

出し手農家	6名
受け手農家	1名

## 地目別面積

田	0 m <sup>2</sup>
畑	89,896 m <sup>2</sup>
樹園地	0 m <sup>2</sup>
計	89,896 m <sup>2</sup>

つづきまして詳細についてご説明致します。

## 番号1

農地の所在 鱒ヶ沢町大字姥袋町字鏡石川原地112番地2

地目 登記簿 田

現況 田

面積 5,567 m<sup>2</sup>

外田1筆 合計2筆

合計面積 5,793 m<sup>2</sup>

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

## 番号2

農地の所在 鱒ヶ沢町大字小森町字高根山170番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,872 m<sup>2</sup>

外田3筆 合計4筆

合計面積 3,425 m<sup>2</sup>

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期 間 5年

賃借料 全部で3俵（玄米）法定相続人と契約しております。

番号3

農地の所在 鱒ヶ沢町大字小森町字高根山190番地3

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 5,951㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 全部で30,000円で契約しております。

番号4

農地の所在 鱒ヶ沢町大字小森町字恩愛沢141番地1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 1,591㎡

外 田1筆 合計2筆

合計面積 4,541㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 全部で3俵（玄米）で契約しております。

番号5

農地の所在 鱒ヶ沢町大字小森町字高根山8番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 10,571㎡

外 田7筆 合計8筆

合計面積 15,146㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 全部で2俵と外10万円で契約しております。

番号6

農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字大津173番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 6,166㎡

外 田5筆 合計6筆

合計面積 16,977㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号7

農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字駒ヶ淵 1 5 2 番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 5, 298 m<sup>2</sup>

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号8

農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字駒ヶ淵 1 3 6 番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 659 m<sup>2</sup>

外田 1 筆 合計 2 筆

合計面積 1, 795 m<sup>2</sup>

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号9

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字中清水崎 2 8 番地 3

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3, 654 m<sup>2</sup>

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号10

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下山ノ井 6 番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2, 424 m<sup>2</sup>

外田 2 筆 合計 3 筆

合計面積 10, 085 m<sup>2</sup>

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年  
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 1 1  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須浜田 1 2 2 番地 1  
地 目 登記簿 田  
現 況 田  
面 積 4, 5 0 0 m<sup>2</sup>  
外 田 2 筆 合計 3 筆  
合計面積 8, 2 2 2 m<sup>2</sup>  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期 間 5年  
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 1 2  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字湯舟町字七尾 1 6 9 番地 1 8  
地 目 登記簿 田  
現 況 田  
面 積 2, 7 9 4 m<sup>2</sup>  
外 田 3 筆 合計 4 筆  
合計面積 5, 3 0 0 m<sup>2</sup>  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期 間 10年  
賃借料 10a 当り 20, 0 0 0 円で契約しております。

番号 1 4  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字谷口 1 4 4 番地 4  
地 目 登記簿 山林  
現 況 畑  
面 積 1 8, 7 5 1 m<sup>2</sup>  
外 畑 2 筆 合計 3 筆  
合計面積 2 9, 5 7 6 m<sup>2</sup>  
新規設定  
利用目的 畑  
期 間 10年  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
農地中間管理事業  
賃借料 10a 当り 3, 0 0 0 円で契約しております。

番号 1 5  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字谷口 2 8 4 番地  
地 目 登記簿 牧場  
現 況 畑  
面 積 1 2, 2 3 7 m<sup>2</sup>  
外 畑 2 筆 合計 3 筆  
合計面積 2 9, 3 2 0 m<sup>2</sup>

新規設定  
利用目的 畑  
期 間 10年  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
農地中間管理事業  
賃借料 10a当り3,000円で契約しております。

番号16  
農地の所在 鯉ヶ沢町大字長平町字谷口286番地  
地 目 登記簿 牧場  
現 況 畑  
面 積 1,973㎡

新規設定  
利用目的 畑  
期 間 10年  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
農地中間管理事業  
賃借料 10a当り3,000円で契約しております。

番号17  
農地の所在 鯉ヶ沢町大字芦菴町字上菖蒲沢47番地  
地 目 登記簿 畑  
現 況 畑  
面 積 9,116㎡

新規設定  
利用目的 畑  
期 間 10年  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
農地中間管理事業  
賃借料 10a当り3,000円で契約しております。

番号18  
農地の所在 鯉ヶ沢町大字芦菴町字上菖蒲沢49番地  
地 目 登記簿 畑  
現 況 畑  
面 積 5,790㎡  
外 畑1筆 合計2筆  
合計面積 11,537㎡

新規設定  
利用目的 畑  
期 間 10年  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
農地中間管理事業  
賃借料 10a当り3,000円で契約しております。

番号19  
農地の所在 鯉ヶ沢町大字芦菴町字上菖蒲沢50番地1  
地 目 登記簿 畑  
現 況 畑  
面 積 4,231㎡

事務局

外 畑1筆 合計2筆  
合計面積 8, 374㎡  
新規設定  
利用目的 畑  
期 間 10年  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
農地中間管理事業  
賃借料 10a当り3, 000円で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第4号について審議に入ります。  
議案第4号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。  
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第4号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第4号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。

議長

続きまして議案第5号、不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について事務局に説明を求めます。

事務局

資料21頁、議案第5号不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について説明致します。

番号1につきましては、以前の総会で親から子へ農地を贈与しております。

不動産取得税の徴収猶予が適用される要件として、受贈者が認定農業者でなければならないこと、農地を全て贈与していること、また受贈者が以前から農業を営んでいる等があります。

それらの要件を満たし、不動産取得税の徴収猶予に関する適格者に該当すると考えられるため、承認を求めるものであります。

ちなみに農地を贈与する場合は贈与税が課税されますが、親から子への贈与であれば2,500万円までは、贈与を受けた翌年に税務署に申請することで相続時精算課税制度が適用され、贈与税も徴収猶予が受けられることとなります。以上です。

議長 それでは議案第5号について審議に入ります。  
この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。  
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場 「異議なし」という声あり

議長 異議なしとのことですので、採決致します。  
議案第5号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第5号、不動産取得税の徴収猶予に関する適格者については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続きまして議案第6号、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について事務局に説明を求めます。

事務局 資料22頁をご覧ください。贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明についてです。

番号1番から10番の方に関しては、生前一括贈与という形で農地を贈与しており、納税猶予を受けるためには贈与を受けた方が、適正に農地を管理していることが条件となっています。贈与を受けた農地を売買したり耕作放棄したりすると、猶予を受けている贈与税、不動産取得税を払わなければならないという罰則規定もあります。

証明は3年に1回、税務署と西北地域県民局県税部に提出しますが、農業委員会では贈与を受けた方が適正に農地を管理している事を承認したいと考えております。

以上です。

議長 それでは議案第6号について審議に入ります。  
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場 「異議なし」という声あり

議長 異議なしとのことですので、採決致します。  
議案第5号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので議案第6号、贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明について原案のとおり承認することに決定をいたします。</p>
	<p>7. 閉会</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして令和4年第1回定例総会を閉会いたします。</p> <p>その他として事務局から連絡事項をお願いします。</p> <p>8. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の総会は2月10日(木)午前10時に開催予定。</li> </ul> <p>その他、特になければこれで全日程を終了いたします。</p> <p>(午前10時57分)</p> <p style="text-align: right;">会 長 工 藤 清</p> <p style="text-align: right;">会議録署名者 木 村 暢 子</p> <p style="text-align: right;">" 木 村 重 美</p>